

特別事業計画の変更の認定について

2025年3月17日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第46条第1項の規定に基づき、原子力損害賠償・廃炉等支援機構と共同で、主務大臣（内閣総理大臣及び経済産業大臣）に対し、2024年4月26日に認定を受けた特別事業計画の変更の認定を本年3月7日に申請しておりましたが、本日、同計画について認定をいただきました。

東京電力グループは、福島をはじめ被災者の方々にご安心いただくとともに、新潟をはじめとする地元地域の皆さま、お客さま、社会の皆さまのご理解が得られるよう引き続き、賠償・廃炉の資金確保や企業価値向上を目指し、グループ社員一丸となって非連続の経営改革に取り組んでまいります。

以上

添付資料：

- ・ [第四次総合特別事業計画](#)
- ・ [第四次総合特別事業計画の変更の概要](#)